

平成22年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

第1 監査の結果の報告

平成22年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成24年4月3日に議会、知事及び教育委員会に報告（平成24年4月3日付け北海道公報第2367号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 指摘事項に対する措置

| 監査実施団体 | 指 摘 事 項 | 講 じ た 措 置 |
|-------------------------|--|---|
| 社会福祉法人 上ノ国福祉会 | (1) 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金において、補助対象経費となる工事費等の算定を誤ったことから、補助金158万3,000円が過大となっていた。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 学校法人谷内 学園 | (2) 私立専修学校等管理運営費補助金において、大学入学資格付与学級加算の学級がないにもかかわらず加算が行われたことから、補助金135万円が過大となっていた。 また、高等学校等就学支援金において、対象となる学生数の算定を誤ったことから、補助金3万9,600円が過大となっていた。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 北海道商店街 振興組合連合 会 | (3) 商店街振興対策事業費補助金において、事務所の借上げに要する賃料等の算定や職員に対する旅費の支給を誤ったことから、補助金85万606円が過大となっていた。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 社会福祉法人 北海道社会事 業協会 | (4) 救急勤務医支援事業費補助金において、補助対象とならない非常勤医師に係る報酬を補助対象としたことから、補助金32万円が過大となっていた。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 社会福祉法人 厚生協会 | (5) 障害者自立支援対策推進事業費補助金において、地域生活に移行した退所者への相談指導に関する人件費の算定を誤ったことから、 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務 |

| | | |
|---|--|---|
| | 補助金 9 万8,000円が過大となっていた。 | 処理を行うよう指導しました。 |
| 社団法人北海道勤労者医療協会 | (6) 新人看護職員臨床実践能力向上研修支援事業費補助金において、研修講師謝金として報償費を補助対象経費としているが、当該経費に係る業務は法人内の職員が行い、実際には支出していないことから、補助金 7 万8,000円が過大となっていた。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 学校法人岡田学園 | (7) 子育て支援対策費補助金において、地上デジタル放送対応テレビ等を購入しているが、納品されていない物品を納品があったこととして実績報告をしているものがあった。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 財団法人北海道青少年育成協会 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター | (8) 補助金が補助事業者である団体から更に間接補助金等となって間接補助事業者に給付される場合については、その事業は、間接補助金等を交付することそのものであるため、間接補助事業者に対する支払を完了することが補助事業の完了となるが、年度内に間接補助金の支払を完了していないにもかかわらず、年度内に事業が完了したとしていた。 | 当該団体に対し、間接補助金等の支払に当たっては、年度内に完了するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| 特定非営利活動法人森の仲間たち | (9) 財務諸表については、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示しなければならないが、利用料金収入等の会計区分を誤って計上しているものや重複して計上しているもの、支出内容が不明なもの、未収金を貸借対照表に記載していないものがあるなど、会計処理が不適切となっていた。 | 当該団体に対し、財務諸表については、会計簿に基づき、会計区分の誤りや記載もれを是正し、支出内容を明瞭に表示するなど、適切な会計処理を行うよう指導しました。 |

2 指導事項に対する措置

(1) 団体に関するもの

| 項 目 | 指 導 事 項 | 講 じ た 措 置 |
|-----------------------|--|---|
| ア 事業の 執行に関 するもの | (ア) 高等学校等就学支援金において、世帯の所得が一定の要件を満たす場合は、標準額のほかに加算額が支給されるが、所得要件の確認を誤ったことから、支援金が過大になっているものや過少になっているものがあった。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (イ) 子育て支援対策費補助金におけるデジタルテレビ等整備事業については、デジタルテレビ等購入費とアンテナ工事費とを区分し、それぞれの補助対象経費を算定することとされているが、デジタルテレビ等購入に係る支出をアンテナ工事に係る補助対象経費としたため、補助金が過大となっているものがあった。 | 当該団体に対し、過大に受領していた補助金を返還させるとともに、補助対象経費の算定に当たっては、交付要綱等に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (ウ) 芸術文化活動費補助金において、補助対象外経費である食糧費を補助対象経費としているものがあった。 | 当該団体に対し、補助金等の申請に当たっては食糧費を補助対象外経費として明確に区分し、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (エ) 高等学校等就学支援金事務費補助金において、補助対象外経費である前年度執行経費を補助対象経費としているものがあった。 | 当該団体に対し、補助金の申請等に当たっては、支出の年度区分を明確にするなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (オ) 私立幼稚園管理運営費補助金において、補助対象外経費である次年度に新設した幼稚園の経費や理事が主に私用に用いる乗用車の年間リース料を補助対象経費としているものがあった。 | 当該団体に対し、補助金の申請等に当たっては、補助対象経費の確認を徹底するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (カ) 看護師等養成費補助金において、 | 当該団体に対し、補助事業等実績報 |

| | | |
|------------|---|---|
| | 補助対象経費である人件費の算定に誤りのあるものがあった。 | 告に当たっては、補助対象経費や算定額の確認を徹底するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (キ) 子育て支援対策費補助金において、当該事業により購入した備品については、適切な使用及び管理を行うこととされているが、液晶テレビについて使用されずに長期間保管されたままとなっているものがあった。 | 当該団体に対し、補助事業によって取得した物品については、交付要綱等に基づき、適切に使用・管理を行うよう指導しました。 |
| | (ク) 軽費老人ホーム運営費補助金において、事務費本人徴収額を認定するに当たり、収入や必要経費などを確認するための証明書等の関係資料に不足があるものや、対象収入などの算定に誤りのあるものがあった。 | 当該団体に対し、補助金の申請等に当たっては、必要な関係書類の整備や算定額の確認を徹底するなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (ケ) 林業・木材産業改善資金貸付金において、団体が道との間で締結した譲渡担保契約書では、団体は、速やかに道を被保険者とし、資金の未償還額以上の額を保険金額とした保険を物件に付さなければならないこととされているが、これを行っていないものがあった。 | 当該団体に対し、譲渡担保契約に係る物件への保険については、契約書等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 また、各(総合)振興局当該資金担当者を対象として開催する「林業金融担当者研修会」において、適正な事務処理が図られるよう周知しました。 |
| イ 支出に関するもの | (ア) 手当の支給において、規程に定めがなく支給しているものや規程に定める支給基準によらない額を支給しているものがあった。 | 当該団体に対し、手当の支給に当たっては、規程の整備を行うとともに、適正な支給を行うよう指導しました。 |
| | (イ) 手当の支給において、支給の始期を誤ったことから、過払いとなっているものがあった。 | 当該団体に対し、手当の支給に当たっては、規程に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。 |
| | (ウ) 臨時職員の給与の支給において、最低賃金法で定める北海道の最低賃金を下回る額を支給しているものがあった。 | 当該団体に対し、臨時職員の給与については、関係法令に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。 |
| | (エ) 外部委員に対して、規程に定めら | 当該団体に対し、経費の支出に当た |

れた旅費を支給すべきところ、タクシーチケットを配付したことから、不経済な支出となっているものがあった。

っては、規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。

(オ) 旅費の支給において、旅費規程に定めのない旅費交通費を支給しているものがあった。

当該団体に対し、旅費の支給に当たっては、規程の整備等を行うとともに、規程に基づき、適正な支給を行うよう指導しました。

(カ) 航空機を利用する旅行において、旅行命令簿には、航空賃の支払を証明するに足る書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書、航空機の搭乗券等を添付しなければならないこととされているが、これを添付していないものがあった。

当該団体に対し、航空機を利用する旅行に当たっては、旅行命令簿に利用した航空機の搭乗券等の添付を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。

(キ) 経費の支出において、団体の規程では、債権者から提出を受けた請求書により行わなければならないこととされているが、この規定によらずに支出しているものがあった。

当該団体に対し、経費の支出に当たっては、規程に基づき、適正な支出を行うよう指導しました。

(ク) 業務委託契約において、契約書では業務が終了したときは完了通知書の提出を受けることとされているが、契約の相手方から完了通知書の提出を受けず、業務の完了を確認しないまま委託料を支出しているものがあった。

当該団体に対し、委託料の支出に当たっては、契約書等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。

(ケ) 業務委託契約において、委託料の支払は、業務の履行の確認後行わなければならないが、当該業務に係る書面による結果報告を受けることなく委託料を支払っているものがあった。

当該団体に対し、委託料の支払いに当たっては、履行確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。

また、団体は業務担当員を受託者に通知し、受託者は業務処理責任者等を団体に通知することとされているが、これらが行われていないものがあった。

| | | |
|-------------------|---|---|
| | <p>(コ) 外国人留学生助成金支給事業において、助成金の支給は支給申請書を受理のうえ決定しなければならないが、申請書の提出がないにもかかわらず学校からの推薦者名簿のみで決定し、支給しているものがあつた。</p> <p>また、実績報告書の提出を受けないまま、額の確定を行っているものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、経費の支出に当たっては、証拠書類の確認を徹底するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| <p>ウ 契約に関するもの</p> | <p>(ア) 固定資産の取得において、団体の規程では、100万円以上の契約を締結するときは、契約書を作成しなければならないこととされているが、これを作成していないものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、固定資産の取得に当たっては、規程に基づき、適正な契約を行うよう指導しました。</p> |
| | <p>(イ) 物品の購入において、1件の契約とすることが可能であつたが、特段の理由がないのに、1件当たり50万円未満の契約に分割しているものがあつた。</p> <p>また、1件の予定価格が50万円未満の物品の購入については、原則として、定時見積りにより契約の相手方を決定することとされているが、特段の理由がないのに、定時見積りによらずに契約しているものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、物品の購入に当たっては、規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| | <p>(ウ) 物品購入に係る見積合せの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積りの権限を委任されていない者が提出した見積書を有効なものとしているものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、見積書の徴取に当たっては、見積条件に基づき、見積書の提出者の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| | <p>(エ) 業務委託契約において、契約期間開始後に契約締結決定を行っているものがあつた。</p> <p>また、契約の相手方を決定したときは契約書を7日以内に作成し、契約を締結しなければならないが、こ</p> | <p>当該団体に対し、業務委託に係る契約の締結に当たっては、規程等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |

| | | |
|----------------|---|--|
| | の期間を超えて契約を締結しているものがあつた。 | |
| エ 財産管理に関するもの | (ア) 切手の管理において、団体の取扱いでは、切手在庫管理一覧表により金種別に受払いを管理し、使用した都度記入することとされているが、これを行なっていないものがあつた。 | 当該団体に対し、切手の管理に当たっては、団体の取扱いに基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (イ) 毒物、劇物等の管理において、管理者は受領又は使用したときは、受払簿にその都度記録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。 | 当該団体に対し、毒物、劇物等の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導しました。 |
| | (ウ) 生産物の生産があつた場合には、生産管理簿を作成し、経理担当者の確認を受けることとされているが、それらが行われていなかったことから、作物ごとの生産量、使用量、廃棄量等が不明となっているものがあつた。 | 当該団体に対し、生産物の生産に当たっては、生産管理簿を作成し、経理担当者の確認を受けるなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。 |
| オ 工事に 関するもの | (ア) 家畜ふん尿処理施設整備工事において、ふん尿を畜舎から貯留槽へ送る地下ポンプ室の設計に当たり、ポンプ室の上部には人が立ち入ることを想定して鋼製の蓋を被せていたが、この蓋の強度が不足していたことから、使用上の支障が起きるため改善が必要なものがあつた。 | 当該団体に対し、家畜ふん尿処理施設整備における、人が立ち入ることを想定した鋼製の蓋の設計に当たっては、使用上の支障が起らないよう、蓋の強度に留意するなど、適正な設計を行うよう指導しました。 |
| | (イ) 農業用施設整備工事において、サイロや農機具庫などの敷地造成に当たり、敷地の表土を草根と土にふるい分けし、草根のみを運搬して処分すべきところ、誤って土も運搬処分することとしたことから、設計金額が過大となっているものがあつた。 | 当該団体に対し、農業用施設整備の敷地造成に当たっては、畜産公共事業等工事積算基準に基づき、適正な積算を行うよう指導しました。 |
| | (ウ) 家畜ふん尿処理施設整備工事において、発生するコンクリート塊を処 | 当該団体に対し、施設整備工事において発生するコンクリート塊の処分に |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| | <p>分する場合には、建設リサイクル法に基づき、分別解体や再資源化等に関して適正な処理を行わせるため、工事契約締結前に再資源化等に要する費用などを記載した協議書を落札者に提出させ、事前協議をしなければならないが、これを行っていないものがあつた。</p> | <p>当たっては、工事契約締結前に再資源化等に要する費用などを記載した協議書を落札者に提出させ、事前協議を行い、建設リサイクル法に基づく分別解体や再資源化等に関して、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| オ その他 団体の経 理に関す ること | <p>(ア) 予算及び決算に関するもの</p> | |
| | <p>a 予算の執行については、予算額の範囲内で行わなければならないが、補正又は流用の手続を行わずに、予算額を超えて支出しているものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、予算の執行に当たっては、予算額の範囲内で行うとともに、予算額を超えることが見込まれる場合には補正又は流用の手続を行うなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| | <p>b 資金計画は、予算編成時及び必要に応じて随時に作成しなければならないこととされているが、これを作成していないものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、資金計画の作成に当たっては、経理規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| | <p>c 学校法人の業務又は財産の状況については、毎会計年度、監事が監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2箇月以内に理事会及び評議員会に提出することとされているが、理事会等で選任された監事ではない者が監査報告書を作成した上、当該年度終了後2箇月を過ぎて理事会等へ提出しているものがあつた。</p> | <p>当該団体に対し、監査報告書の作成等に当たっては、理事会等で選任された監事が作成するとともに、決められた期間内に理事会等へ提出するよう指導しました。</p> |
| | <p>(イ) 会計事務に関するもの</p> | |
| | <p>a 学校法人の資産総額について変更があるときは、会計年度末における決算額を当該会計年度終了後2箇月以内に登記しなければならないが、登記を行っていないもの、当該会計年度終了後2箇月を超えて登記しているものや誤った金額を登記してい</p> | <p>当該団体に対し、学校法人の資産総額の変更に当たっては、関係法令等に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>るものがあった。</p> | |
| <p>b 監事の選任については、寄附行為では、理事、評議員及びそれらの親族その他特殊の関係がある者が含まれることになってはならないとされているが、評議員の配偶者が監事となっているものがあった。</p> | <p>当該団体に対し、監事の選任に当たっては、寄附行為に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |
| <p>c 評議員会については、私立学校法では、理事の定数の2倍を超える数をもって組織することとされているが、寄附行為に規定している評議員の定数が、理事の定数の2倍を超えていないものがあった。</p> | <p>当該団体に対し、評議員の定数については、関係法令等に基づき、理事の定数の2倍を超える数とするよう指導しました。</p> |
| <p>d 職員の出張において、団体の規程では、決裁権限を有する者の旅行命令によって行うこととされているが、道外旅行について、権限のない者が旅行命令を行っているものがあった。</p> | <p>当該団体に対し、旅行命令に当たっては、団体の規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |

(2) 道の部局に関するもの

| 項 目 | 指 導 事 項 | 講 じ た 措 置 |
|-----|---|--|
| | <p>ア 補助金について、過大に交付しているものなどがあったので、書類の審査を適切に行うとともに、必要に応じて現地調査を行うなどにより、補助金の額の確定を適切に行うべきであった。</p> | <p>当該団体に対し、過大に交付していた補助金については、返還させるとともに、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、補助金の交付決定及び額の確定に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理に努めるとともに、補助金の額の確定に当たっては、必要に応じて、現地調査等を実施します。</p> |
| | <p>イ 補助金が補助事業者である団体から更に間接補助金等となって間接補助事業者に給付される場合については、その事業は、間接補助金等を交</p> | <p>当該団体に対し、補助事業の執行に当たっては、年度内に間接補助金の支払を完了するなど、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>付することそのものであるため、間接補助事業者に対する支払を完了することが補助事業の完了となるが、年度内に間接補助金の支払を完了していないにもかかわらず、年度内に事業が完了したとしているものがあったので、補助事業等実績報告書の審査を的確に行うとともに、適切な事業の執行となるよう団体を指導すべきであった。</p> | <p>また、補助金の額の確定に当たっては、実績報告書及び添付書類等を十分確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p> |
| | <p>ウ 財務諸表については、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示しなければならないが、利用料金収入等の会計区分を誤って計上しているものや重複して計上しているもの、支出内容が不明なもの、未収金を貸借対照表に記載していないものがあるなど、会計処理が不適切なものがあったので、会計処理を適切に行うよう団体を指導すべきであった。</p> | <p>当該団体に対し、現地調査等を実施し、財務諸表については、会計簿に基づき、会計区分の誤りや記載もれを是正し、支出内容を明瞭に表示するなど、適切な会計処理を行うよう指導しました。</p> |

3 検討事項に対する措置

| 項 目 | 検 討 事 項 | 講 じ た 措 置 |
|-----|---|---|
| | <p>感染症指定医療機関運営費補助金において、補助対象経費の算出の基礎となる職員数をとらえる基準日が明らかとなっておらず、補助対象団体ごとに取扱いが異なっていることから、補助金交付要綱等において按分の基礎となる職員数の算定方法等を明確とするよう検討を行う必要がある。</p> | <p>感染症指定医療機関運営費補助金における補助対象経費の算出の基礎となる職員数をとらえる基準日の設定については、補助年度の4月1日とすることとし、平成25年度の補助金交付要綱に反映させることとします。</p> |